

助成分野	助成事業名	発信元	助成金額	募集締切
福祉・健康・医療	平成27年度 山陰中央新報社会福祉事業団 「愛のともしび募金」助成事業	(財)山陰中央新報 社会福祉事業団	10万円	1月26日
	第17回 北川 奨励賞	特定非営利活動法人 コーポレートガバナンス 協会	50万円	1月15日
子ども	(公財)ベネッセこども基金 第二回 経済的困難を抱える 子どもたちの学習支援活動助成	(公財) ベネッセこども基金	100万～ 200万円	1月5日
	(株)島根銀行 児童活動支援制度 「しまぎんわんぱく応援団」	(株)島根銀行	10万円	随時
	(公財)ノエビアグリーン財団 2015年度 (公財)ノエビア グリーン財団助成事業	(公財) ノエビアグリーン財団	100万円	2月29日
文化技術	(公財)明治安田クオリティオ ブライフ文化財団 平成28年度 地域の伝統文化 保存維持費用助成	(公財)明治安田 クオリティオブライフ 文化財団	40万、 70万円	1月29日
まちづくり	(公信) しまね女性ファンド助成事業	(公財) しまね女性センター	10万、 50万円	1月15日
環境	「未来につなぐふるさと基金」 ～生物多様性の大切さを伝える 活動を応援します～	(公財) パブリックリソース財団	50万円	1月8日
環境・文化	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会 第17回 社会貢献基金助成	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	200万 100万円	2月28日

■環境の保全 ■福祉・保健・医療 ■まちづくり ■子どもの健全育成  
■学術・文化・芸術・スポーツ振興 の分野に別れています。



明けましておめでとうございます。  
皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
本年もよろしくお願いいたします。



発行元：益田市市民活動支援センター

〒698-0033 益田市元町11番26号 市民学習センター内  
TEL：0856-31-0625 FAX：0856-23-7708  
Eメール：npo@city.masuda.lg.jp



ますだ すまいる 通信



益田市市民活動支援センター

# 「100年ごはん」 100人ごはん笑顔写真コンテスト 応募者 大・大・大募集～!

2016年3月26日(土)映画「100年ごはん」益田上映会にて  
100人のおいしい笑顔がグラントワ小ホールの入り口を飾ります!

「おいしい!」といった顔、  
味見して「うん!」と納得の笑顔、  
「あ〜んして」離乳食が口に入ったときの顔、  
お弁当を開けたときの顔、  
抜きたての人参をかじったときの顔、  
おっぱいを飲むあかちゃんとママの顔、  
あまりの美味しさにびっくりの顔、  
などなど・・・いい顔たくさん。



例えばこんな写真

## 「おいしい!」笑顔、あつまれー!

募集期限：2016年2月29日(月)

各賞には地産食材をもりだくさん用意!  
監督賞、市長賞、地域食材応援賞、映画『100年  
ごはん』上映会実行委員会賞など多数準備して  
います!

【お問合せ先】  
「100年ごはん」益田上映会実行委員会事務局(吉田保育所)  
TEL：0856-22-1730

お名前、年齢、性別、住所、電話番号を添えて  
益田市市民活動支援センターにお送りください。  
※いただいた個人情報は、コンテスト以外の目的には使用いたしません。  
※ご応募いただいた写真は返却いたしません。予めご了承ください。  
※受賞者には事前にご連絡いたします。

【送り先】  
〒698-0033 益田市元町11番26号  
益田市立市民学習センター内  
益田市市民活動支援センター  
「100年ごはん」100人ごはん 宛

## 市民活動の様子をお届けします♪

コンサート後の  
作業時間は、おし  
ゃべりをしたり、  
もくもく作って  
みたり、楽しい時  
間を過ごします。



親子で簡単工作「リースづくり」



地元演奏家の「ホットココア」

【とどろあぐるうぶ】  
ちいさなちいさなおんがくが  
クリスマスコンサート  
昨年12月15日（火）、子  
育て支援センターで『クリ  
スマスコンサート』が開催され、  
約20組の親子の参加がありま  
した。

（NPO法人 コアラッチ）  
私たちが身の回りには島根  
の豊かな自然エネルギーがあ  
る。身近にある資源を利用  
することはたくさんのお金  
を海外にではなく地元へ落  
し、地域が潤うということ。  
さらにはそれが平和につな  
がること等々、これからも子  
どもたちを巻き込み、体験活  
動を伴った環境学習を広めて  
いきたいと思っています。

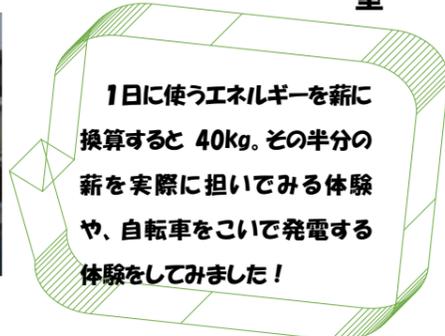
【NPO法人 コアラッチ】  
再生可能エネルギー教室  
今年度は初めて『再生可能  
エネルギー教室』の事業を県  
の地域政策課からいただきました。  
益田市の中西中学校を  
はじめ、県内6校、8教室を  
実施中です。  
今までも、映画会をはじめ、  
地球に負荷の少ない再生可能  
エネルギー普及に向けての活  
動をいろいろやってきました  
が、未来を担う中学生に体験  
活動や話をする場をいただき、  
一生涯懸命頑張っています。



自転車をこいで発電体験



一日のエネルギーの半分は  
このくらい！



（NPO法人 久栄会）  
わたしたち久栄会は、その  
挑戦の一環として、昨年12月  
6日、益田氏本家の皆様を講  
師にお招きし、「益田家」の持  
つ潜在的価値をさらに学びと  
ともに、益田の歴史遺産を地  
域活性化に役立てる機運を高  
めようと「益田学シンポジウ  
ム」を開催しました。

【NPO法人 久栄会】  
益田学シンポジウム  
「益田氏が遺したものを」を開催  
過去10年間の人口推移を  
見ると、益田市は島根県東部  
の市に比べ、数倍の速さで減  
少しています。  
各自治体では、生き残りを  
賭け、文化財を観光資源とし  
た可能性の追求に、世代を超  
え、市民一体で取り組もうと  
いう機運が盛り上がってきて  
おり、その観光資源にその時  
代に合った付加価値を、どう  
交流人口に結び付けていくか  
という工夫が求められています。



—益田への想い—  
（益田地域ゆかりの益田家歴代当主の履歴より）

益田家の歴代の主な墓が萩市の須佐の高台にある。その墓は全て益田市へ向いた東の方向となっている。その意志は「今は毛利藩に属してはいるが、益田家は決して郷土益田の400年の歴史を忘れてはならない。死して必ず益田に帰る」との決意を示したものとされている。

## マイナンバー制度導入に伴うNPO法人の事務手続きについて

### 1. NPO法人の名称の変更又は事務所の移転に伴う変更登記について

平成27年10月5日から、マイナンバー制度が導入され国税庁からNPO法人に法人番号が通知されていますが、名称の変更又は主たる事務所の移転をした法人が、当該変更等に伴う登記手続きを行っていない場合には、法人番号の通知書が変更前の所在地宛に送付されたり、インターネット（法人番号公表サイト）において変更前の情報が公表されるおそれがあります。

●登記手続きを行っていないNPO法人は、速やかに変更登記の申請を行ってください。

（詳しくは法務省のホームページを御覧ください）

●名称の変更や事務所の移転をする際は、所轄庁（益田市）へ定款変更の認証申請又は届出が必要で

(1) 名称を変更した場合、所轄庁変更を伴う事務所移転をした場合

⇒定款変更の認証申請を行ってください。

(2) 所轄庁変更を伴わない事務所移転をした場合

⇒定款変更の届出を行ってください。

※定款に事務所の所在地を最小行政区画（益田市まで）しか記載していないなど、定款を変更する必要がない場合でも、住所変更の届出を行ってください。

### 2. 住民票の写しの本人確認書類の取扱いについて

住民票の写しには請求者の希望により個人番号が記載されます。NPO法人の設立認証申請や役員変更等届出の際に、本人確認書類として住民票の写しを提出する場合は、個人番号の記載がないものを提出してください。

※個人番号を記載している場合は、個人番号部分を油性マジックで塗りつぶしてください。

## NPO法人 Q&A

～「NPO虎の巻」より～

### Q. NPO法人は他の団体に寄附をすることが可能でしょうか？

A. NPO法には寄附に関する規定はありませんから、寄附という行為が禁じられているわけではありません。ただし、寄附することが、定款で定められた目的や特定非営利活動に係る事業に反しないかどうかを検討する必要があります。

また、NPO法第3条は、「特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。」と規定していますので、寄附することが「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的」としているかどうかの問題になる可能性があります。社会貢献活動を行なうNPO法人等の活動を助成することを目的及び事業とするNPO法人が、他のNPO法人等に助成のための寄附をするような場合は、NPO法第3条に違反しないと考えられます。

なお解散を視野に入れて残余財産を減らす目的で他の団体へ財産を移す場合は、NPO法の脱法行為となります。